

利用申込み支給認定申請(2号・3号認定)のてびき

利用申込み支給認定申請に必要な事項をご案内します。内容をよく読んでお申し込みください。
 申し込みにあたっては、事前に施設を見学し、施設の環境、保育内容等を確認してください。

2・3号(保育)認定の入所申し込みは、佐賀市保育幼稚園課窓口へ
 1号(教育)認定の入所は、各教育施設に直接お申し込みください。



1. 教育・保育施設の利用について

教育・保育施設(認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設)はお子様の年齢や保護者の就労等により認定された支給区分に応じた施設、時間を利用していただけます。

(1) 支給認定及び利用できる施設

保護者の状況(保育の必要性の有無)により以下のとおりとなります。

支給認定区分		保護者の状況	利用できる施設
保育が不要	1号認定	お子様が満3歳以上で、幼稚園(施設型給付)や認定こども園での教育を希望される場合	幼稚園(施設型給付) 認定こども園
保育が必要	2号認定	お子様が満3歳以上で、保護者の就労、疾病、求職活動等により、保育を必要とする場合	認可保育所(園) 認定こども園
	3号認定	お子様が満3歳未満で、保護者の就労、疾病、求職活動等により、保育を必要とする場合	認可保育所(園) 認定こども園 地域型保育施設

(2) 利用できる教育・保育施設の概要

施設	施設の概要	保育料 ※
幼稚園(私学助成) 幼稚園(施設型給付)	学校教育法に基づく教育施設で、満3歳から就学前の児童を対象とした、幼児教育を行う施設	無償
認可保育所(園)	就労などの理由により、保護者に代わって保育を行う施設	【0～2歳児クラス】 保護者の所得と支給認定区分に応じて市が決める 【3～5歳児クラス】 無償
認定こども園	幼稚園と認可保育所(園)の機能を併せ持つ施設 ※1号認定は教育標準時間(4時間)を利用可能	
地域型保育	家庭的保育 0歳～2歳児を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5名以下)を対象にきめ細やかな保育を行う施設 小規模保育 0歳～2歳児を対象に、比較的小規模な環境(定員6～19名)で、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う施設 事業所内保育 0歳～2歳児を対象に、会社内や事業所の近辺に用意された保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に行う施設	

年齢は入所年度4月1日現在

※ 別途、園により教材費等が必要な場合あり

(3) 保育が必要な児童(2号・3号認定)の利用について

2・3号認定を受けるためには、次の基準を『全て』満たす必要があります。

- ① 保護者及びお子様が佐賀市の住民であること(予定を含む)
- ② 保護者(父母等)に『保育を必要とする理由』があること

『保育を必要とする理由』の例(入所基準)と利用可能な時間

保育を必要とする理由	入所できる期間	利用できる時間
就労を常態としている (自営業、内職も含む)	・就労している期間	月 56 時間～月 120 時間未満 保育が必要 → 短時間
同居親族等の介護をしている	・介護が必要でなくなるまで	月 120 時間以上保育が必要 → 標準時間/短時間 選択可能
大学・専門学校・職業訓練校等に就学している	・最終通学日の月末まで	
出産する	・母子健康手帳発行後から 出産予定日以後3ヶ月(多胎出産の場合6ヶ月)を経過する日の翌日が属する月の月末まで	選択可能 標準時間/短時間
療養が必要な病気を患っている又は心身に障がいがある	・療養が必要でなくなるまで	選択可能 標準時間/短時間
これから仕事をみつける(起業準備も含む)	・入所した日から3ヶ月	短時間
出生児童の育児休業取得時に既に保育を利用している(※1※2)	・復職を前提として 最長、出生児童の年齢が1歳になる年の年度末まで(※3)	
その他、保育が必要であると判断できるもの (災害復旧に従事している、虐待やDVの疑いがある等)	・保育を必要とする状態がなくなるまで	必要に応じて判断する

※1 育児休業中に、妊娠・出産し、復職せずに続けて育児休業を取得する場合には、出生児童の妊娠・出産の期間(出産予定日以後3ヶ月(多胎出産の場合6ヶ月)を経過する日の翌日が属する月の月末)まで入所可能となります。

※2 入所復職後に育児休業を再取得(分割取得)する場合、育児休業対象児童の継続利用はできなくなります。

※3 出生児童が1歳になる年度末を超えて育児休業を取得予定の場合、育児休業理由での利用継続ができず、出生児童の妊娠・出産の期間(出産予定日以後3ヶ月(多胎出産の場合6ヶ月)を経過する日の翌日が属する月の月末)まで入所可能となります。

※詳細については、保育幼稚園課にお尋ねください。

教育・保育時間とは

- 教育標準時間：1日4時間が標準の教育課程に係る時間
※ほとんどの園で、教育標準時間前後に預かり保育を行っています。
- 保育標準時間：1日最大11時間の中で必要となる保育時間
- 保育短時間：1日最大8時間の中で必要となる保育時間

(例)

7:30	8:30	9:00	14:00	16:30	18:30
	預かり保育	教育標準時間(4時間)		預かり保育	
延長保育		保育短時間(8時間)			延長保育
		保育標準時間(11時間)			延長保育

※各時間の開始・終了時間は園ごとに異なります



2. 支給認定(2・3号)申請から入所まで

(1) 施設利用までの流れ

まずは

入所希望施設の見学

- 事前に施設に申し込み、お子様と一緒に見学に行く
- 保育の方針や園の雰囲気など、施設ごとに異なります
- 自宅や職場等から施設への送迎ルートも確認しておく

保育幼稚園課へ利用を申し込む

- 支給認定申請書兼申込書と必要な書類を揃える(P6)
- 入所希望月の受付期間内に申し込む(P5, 7, 8)
- 第6希望まで希望を受け付けます
- 保育施設の入所可能状況は、毎月1日に佐賀市ホームページにて公開中(4月入所分除く)

入所調整

- 提出された書類により、入所調整基準表(P17)のとおり基準点を付け、基準点を基に優先度が高いと判断された児童から順に調整する(先着順ではありません)
- 希望園に入所できなかった場合、他に入所可能な施設があればご案内(希望者のみ)
- 調整結果は通知にてお知らせ(発送予定日はP5参照)

【注意】

入所調整は佐賀市保育幼稚園課が行うため、保育施設では入所判断はできません

入所内定となった場合

- 保育施設との面接
- 面接の結果、園生活に支障がないと判断された場合、入所決定

【注意】

入所内定後にキャンセルすると、次回選考の際の基準点が減点されます

入所保留となった場合

- 次月以降も継続して入所調整(年度末まで)
- 次月以降は入所内定になったときのみ文書でお知らせ
- 申込書の希望園や保育の必要性などを変更する場合は、受付締切日までに申込内容変更を届け出る

認可保育所(園)に入所予定

- 佐賀市から『入所承諾書』『支給認定証』『保育料決定通知書』を送付
- 保育料の納付先は佐賀市

認定こども園・地域型保育事業施設に入所予定

- 施設と契約
- 佐賀市から『支給認定証』『保育料決定通知書』を送付
- 保育料の納付先は施設

入所(ならし保育から通常保育へ)

【注意】入所日は原則毎月1日です

ならし保育とは・・・

入所後しばらくの間(概ね10日程度)は、お子様が保育施設での生活に慣れるために短時間での保育(ならし保育)があります。お子様が新しい環境・集団生活にスムーズに慣れていくために、状況を見ながら保育時間を数時間から徐々に延ばしていきます。(入所前のならし保育はできません)

(2)希望保育施設の選択・見学

保育方針や内容、設備、雰囲気などは、保育施設によってかなり違います。その場の雰囲気は直接、肌で感じないとなかなか分からないものです。実際に自分の目で見て、不明な点があれば質問して確かめることがとても重要です。施設の受入年齢、開所時間、延長保育実施の有無、延長保育時間などは必ず確認して、希望の保育施設を選択してください。

また、職場や家との移動手段や時間を確認すること、普段の送迎だけでなく、雨天の場合や緊急の場合の送迎方法についてもイメージしておきましょう。

入所内定後に、「開所時間が合わないことが判明した。」「雰囲気が違う。」「園バスの利用ができなかった。」などの理由でキャンセルしたいということにならないよう、申し込み前に必ず各保育施設に直接連絡し、見学のための日程調整をして、お子様と一緒に見学をしてください。

※入所内定後にキャンセルすると、次回調整の際の基準点が減点されます。

➤ 障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様

障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様の受け入れは、「集団保育が可能であること」を条件としています。ただし、クラスの状況、保育士の配置等により、受け入れできない場合があります。

保育施設における与薬は原則行っておりません。どうしても必要のある場合には、与薬票とお薬の説明書を一緒に提出していただくことにより対応できる場合がありますので、見学の際、施設にご相談ください。

また、よりよい保育を利用していただくため、入所を検討されている段階で早めに希望されている保育施設をお子様と一緒に見学して、受け入れの可能性を確認してください。

ご不明な点がありましたら、保育幼稚園課までお問い合わせください。

➤ 食物アレルギーや制限される食物があるお子様

食物アレルギーや宗教上の理由などにより制限される食物がある場合には、基本的に除去食や代替食の対応をしていますが、在園しているお子様のアレルギー対応の状況等により、受け入れができない場合があります。(保育施設により受け入れ状況が異なります。また場合によっては、お弁当の持参を保護者にお願いすることがあります。)

なお、入所が決定した場合には生活管理指導表を提出いただく必要があります。

入所を希望される場合は、見学時にアレルギー対応について各施設へご相談ください。

また、よりよい保育を利用していただくため、申込前に希望されている全ての保育施設をお子様と一緒に見学して、受け入れの可能性を確認してください。

ご不明な点がありましたら、保育幼稚園課までお問い合わせください。



(3)通常申込受付期間及び結果通知発送予定日について

- 受付締切日を過ぎて提出された申込・変更は、次回からの調整の対象となりますのでご注意ください。
- 調整結果は文書でお知らせします。(申込月に入所内定・入所保留のどちらかのお知らせとなります。入所保留の場合は、申込翌月以降に入所内定になったときのみ文書でお知らせします。)
- 申込が集中し入所調整に時間を要する場合には、結果通知の発送が遅れることがあります。

<申込受付期間及び結果通知発送予定日>

入所希望月	受付期間・受付締切日		結果通知発送予定日
4月入所(第1次)	11月 4日(火) ~	12月12日(金)	1月下旬
4月入所(第2次)	12月15日(月) ~	2月 6日(金)	2月下旬
4月入所(第3次)	2月 9日(月) ~	3月 6日(金)	3月中旬
5月入所	3月 9日(月) ~	4月 6日(月)	4月15日(水)
6月入所	4月 7日(火) ~	5月 8日(金)	5月18日(月)
7月入所	5月11日(月) ~	6月 5日(金)	6月16日(火)
8月入所	6月 8日(月) ~	7月 6日(月)	7月15日(水)
9月入所	7月 7日(火) ~	8月 5日(水)	8月17日(月)
10月入所	8月 6日(木) ~	9月 4日(金)	9月15日(火)
11月入所	9月 7日(月) ~	10月 5日(月)	10月15日(木)
12月入所	10月 6日(火) ~	11月 5日(木)	11月16日(月)
令和9年1月入所	11月 6日(金) ~	12月 4日(金)	12月15日(火)
令和9年2月入所	12月 7日(月) ~	令和9年 1月 5日(火)	令和9年 1月15日(金)
令和9年3月入所	令和9年 1月 6日(水) ~	令和9年 2月 5日(金)	令和9年 2月16日(火)

(4)入所予約制度について(育児休業が終了し、職場復帰が決まっている方対象)

- 産後休暇・育児休業が終了し、あらかじめ年度途中で職場復帰が決まっている方を支援する目的で、通常の申込より一ヶ月早く調整を行います。
- 育児休業中に申請した方は、期日までに元の職場に復職していただくことが入所の条件となります。元の職場に復職せず退職した場合や、復職証明書が提出されない場合には、内定取り消しや退園となります。復職の期日は、最長で各入所希望月の「育児休業期間終了日(※)」の翌日までとなります。
- 入所が出来なかった場合は、自動的に通常申込にまわり、再度調整を行います。
- 調整結果は文書でお知らせします。(入所保留の場合は、申込翌々月以降に入所内定になったときのみ文書でお知らせします。)
- 入所保留となったために育児休業を延長される場合は、申請を取り下げてください。再度の育児休業からの復帰にあわせて、改めてお申込みください。

<入所予約申込受付期間及び結果通知発送予定日>

入所希望月	育児休業期間終了日(※)		受付期間・受付締切日	結果通知 発送予定日
4月入所	~	5月17日(日)	通常申込と同日	
5月入所	5月18日(月) ~	6月15日(月)	2月 9日(月) ~ 3月 6日(金)	3月16日(月)
6月入所	6月16日(火) ~	7月15日(水)	3月 9日(月) ~ 4月 6日(月)	4月15日(水)
7月入所	7月16日(木) ~	8月16日(日)	4月 7日(火) ~ 5月 8日(金)	5月18日(月)
8月入所	8月17日(月) ~	9月15日(火)	5月11日(月) ~ 6月 5日(金)	6月16日(火)
9月入所	9月16日(水) ~	10月15日(木)	6月 8日(月) ~ 7月 6日(月)	7月15日(水)
10月入所	10月16日(金) ~	11月15日(日)	7月 7日(火) ~ 8月 5日(水)	8月17日(月)
11月入所	11月16日(月) ~	12月15日(火)	8月 6日(木) ~ 9月 4日(金)	9月15日(火)
12月入所	12月16日(水) ~	1月17日(日)	9月 7日(月) ~ 10月 5日(月)	10月15日(木)
令和9年1月入所	1月18日(月) ~	2月15日(月)	10月 6日(火) ~ 11月 5日(木)	11月16日(月)
令和9年2月入所	2月16日(火) ~	3月15日(月)	11月 6日(金) ~ 12月 4日(金)	12月15日(火)
令和9年3月入所	3月16日(火) ~	4月15日(木)		

(5) 申込に必要な書類について

書類の名称	書類の内容と注意事項
支給認定申請書兼入所申込書【2号・3号認定用】(新規)	申込児童1人につき1枚
保育施設等の利用申込みにかかる確認書	保護者氏名欄は必ず自署 申込児童1人につき1枚 (きょうだい同時申込時は世帯で1枚)

< 保育の必要性を証明する書類 > ※保護者(父母等)の分が必要です。佐賀市の所定の様式をご利用ください。

保育を必要とする理由	書類の名称	書類の内容と添付書類
月 56 時間以上仕事をしている		
1 会社等に勤務	就労証明書	事業主が作成 出産後、育児休業を取得している場合は 証明書に育児休業期間を記載 2又は3の場合添付:開業届、営業許可 証、確定申告書、耕作証明書、家内労働 手帳、業務委託契約書など事業内容が確 認できるもの
2 事業所から内職委託		
3 自営業		
同居親族等の介護をしている	疾病・介護・看護等申立書	添付:診断書、介護サービス計画、障害者 手帳の写し等
月 56 時間以上大学・専門学校・職業訓練 校等に就学している	在学申立書	添付:在学証明書または学生証(写)
出産する	妊娠・出産申立書	添付:母子健康手帳(写) (母の氏名、分娩予定日が分かるページ)
療養が必要な病気を患っている	疾病・介護・看護等申立書	添付:診断書または入院治療計画書等(診 断、期間、家庭保育が困難等の内容が記 載された書類)(写し可)
心身に障がいがある	障害者手帳・療育手帳等(写)	氏名と障がいの程度が分かるページ (有効期限がある場合はそのページ)
これから仕事を見つける【3ヶ月以内】 ※起業準備も含む	求職活動申立書	

< 加点対象であることを証明する書類 > ※該当する場合のみ

加点の内容	必要な書類
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本のうち いずれかの写し
生活保護世帯	生活保護受給証明書
特別児童扶養手当受給対象児童又は 障害者手帳・療育手帳を有する児童	特別児童扶養手当の受給がわかるもの、障害者手帳、療育手帳のうちい ずれかの写し



(6) 申込方法について

以下の(ア)～(ウ)のうちいずれかの申込方法にてお申し込みください。

(ア) 窓口での申込

- 「(5)申込に必要な書類について」に記載の書類一式を揃えて佐賀市保育幼稚園課窓口(本庁1階 64～66番窓口)までご提出ください。
開庁時間 8:30～17:15(火曜のみ19時まで)
※年末年始・土日祝日を除く
※各支所での受付はできません。来庁が難しい場合は(イ)(ウ)の申込方法をご検討ください。

- 申請受付時には本人確認をさせていただきます。申請書類と合わせて以下の書類をご持参ください。

A) 保護者(申請者)が来庁の場合

- ① 個人番号が確認できるもの
・個人番号カード(=マイナンバーカード)
・マイナンバーが記載された住民票の写し又は、住民票記載事項証明書のいずれか
- ② 本人確認ができるもの
・1 つで確認できるもの(官公署発行の顔写真入りのもの)
個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード等
・2 つで確認できるもの(官公署発行の顔写真なしのもの)
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書等
(「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているもの)

B) 代理人が来庁の場合

- ① 委任状(同居の方が代理人の場合は委任状不要です)
- ② 保護者(申請者)の個人番号が確認できるもの
- ③ 来庁する代理人の本人確認ができるもの
・1 つで確認できるもの(官公署発行の顔写真入りのもの)
個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード等
・2 つで確認できるもの(官公署発行の顔写真なしのもの)
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書等
(「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているもの)

(イ) 郵送での申込

- 「(5)申込に必要な書類について」に記載の書類一式のほか、保護者の本人確認書類の写し及び個人番号確認書類の写しを同封し、朱書きで「教育・保育施設入所申込書在中」と記載し郵送してください(受付締切日までに必着)。受付完了後、申請書の写しを返送いたします。
- 4月入所申込については郵送申込不可となっています。(ア)(ウ)のいずれかの手続きで申込をお願いします。

郵送先: 〒840-8501 佐賀市栄町 1-1 佐賀市役所 保育幼稚園課 入所・入園係 行



(ウ) オンラインでの申込

- 保育施設の入所手続きを内閣府のマイナポータル(ぴったりサービス)を利用して行うことができます。申請ページを開き、画面に表示される質問に答えていくことで申請書が完成し、申込みできます。24時間365日いつでも手続きが可能です。
- 申請にあたり必要なもの
 - ・保護者の保育の必要性がわかる書類や世帯の状況によって必要な書類(事前に書類を写真やPDF等で保存いただくと手続きがスムーズに進みます。)
 - ・署名用電子証明書が有効な個人番号カード(利用希望児童の保護者のもの)
 - ・署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁の英数字)
 - ・個人番号カード読み取りに対応したスマートフォン、またはカードリーダー(パソコンやタブレット端末で申請する場合)※オンラインでの申込の場合、「支給認定申請書兼入所申込書【2号・3号認定用】(新規)」及び「保育施設等の利用申込みにかかる確認書」の記載は不要です。
- マイナポータルの申請ページは以下の佐賀市ホームページにリンクを掲載しています。

<https://www.city.saga.lg.jp/main/3806.html>

QRコードはこちら⇒



(7) 申込上の注意点について

- 利用申請する際には、「個人番号(=マイナンバー)」の記載が必要です。
「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」による。
- 申込書や添付書類に不足や不備(記載漏れ、証明日漏れ、修正インクによる訂正など)がある場合は受理できません。全ての書類をそろえてご提出ください。
- 受付期間について、申込方法による違いはありません。なお、窓口及び郵送での申込みは開庁時間内での申請が必要ですが、オンラインでの申込みのみ、締切日の午後11時59分までに申請いただいたものが有効となります。
- 郵送での申込に関して、郵便事故については佐賀市では一切責任を負いかねます。また、電話での書類到達確認には対応していないため、「簡易書留」「特定記録郵便」など配達状況が確認できる方法を推奨します。
- 0歳児の受入月齢は各施設で異なります。
- 提出書類が事実と異なる場合は、入所内定・予定・決定・支給認定を取り消す場合があります。
- 申込後に保育を必要とする理由が変わった場合には、次ページに記載している申込内容変更届の提出をお願いします。



(8) 申込内容の変更について

変更内容は申込受付期間に届出されたものが、その月の入所調整に反映されます。(世帯同居、婚姻除く)

書類の名称	書類の内容と注意事項
申込内容変更届(支給認定変更申請)	希望園や希望期間の変更の場合は変更届のみ提出

<変更内容別、必要な書類等>

変更内容	必要な書類	書類の内容
保育の必要性・必要量の変更	変更後の保育の必要性を証明する書類	
住所・世帯構成の変更	住民異動届(写)	住民異動届後に窓口で発行
保護者の婚姻	戸籍謄本の写し	保護者の婚姻が分かるもの
	保育の必要性を証明する書類	新たな保護者のもの
保護者の離婚	戸籍謄本の写し	保護者の離婚が分かるもの
申込を取り下げる場合	申込取下げ届	

(9) 住所地以外の保育施設を希望する場合について

- 佐賀市在住で、佐賀市外の施設を希望するとき 申し込み先:佐賀市
 - ・ 施設入所の可否は施設が所在する市区町村が行います。
 - ・ 事前にご自身で、施設が所在する市区町村に入所申込締め切り日などをご確認ください。
- 佐賀市外在住で、佐賀市内の施設を希望するとき 申し込み先:住所地の市区町村
 - ・ 住民登録のある市区町村を通じて申込の受付、入所の可否をお伝えいたします。
 - ・ 佐賀市在住の方が優先となります。
 - ・ 広域入所制度がない市区町村もあるので、住民登録のある市区町村にご確認ください。

(10) 入所調整結果について

- 入所内定となった場合、保育施設と面接し、園生活に支障がないと判断されれば入所決定となります。
- 入所保留となった場合、翌月以降も自動的に入所調整を継続します。(年度末まで)
- 保留後に希望園を追加・変更する場合は(8)記載の申込内容変更を届け出てください。
- 内定後にキャンセルをした場合、次回以降の選考の際の基準点が減点されます。(減点は年度内のみ適用)

(11) 育児休業および育児休業給付金の延長に必要な手続きについて

- 手続きの際に「支給認定申請書兼入所申込書【2号・3号認定用】(新規)」の写しの提出が必要となります。申込受付時に写しをお渡しますので、保管をお願いいたします。
- 必要な手続き・書類の詳細については、お勤め先またはハローワークにお問い合わせください。
- 保留の際に送付する「保育施設入所保留通知書」では記載内容が不足するため、育児休業給付金の延長手続き用として、『入所が出来なかった旨を証明する「保育所等への入所に関する証明書』(以下、入所に関する証明書)を別途発行しています。必要な方は保育幼稚園課までお問い合わせください。
- 各月の申込締切日までに申込をされていなかった場合、入所に関する証明書は発行できません。その結果、育児休業延長が認められない場合があります。余裕をもって申込みをしてください。
- 入所内定後、内定キャンセルをされた場合、入所に関する証明書は発行できません。その結果、育児休業延長が認められない場合があります。
- 入所予約申込で入所が出来なかった場合、翌月以降に実施される同じ入所希望月の通常申込にて入所調整が再度実施されるため、入所予約申込の結果発表時点では、「入所希望月に入所ができない」という結果が確定していません。そのため、入所に関する証明書は発行できません。通常申込での調整の結果、入所が出来なかった場合に証明書の発行が可能となります。

3. 入所後の手続き

(1) 支給認定証の認定期間と入所実施期間について

- 支給認定証には有効期限があります。
- 3号認定では満3歳の誕生日を迎える前々日まで、2号認定では就学前までとなっており、自動的に切り替わります。
- 満3歳になり認定区分が3号から2号に変わった場合でも保育料は変わりません。
- 有効期限が過ぎると施設の利用ができなくなるため、継続的に施設の利用を希望する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類をご提出ください。

〔 有効期限の例 ○保育の必要性が求職活動の場合、入所した月を含み3ヶ月以内の月末
○就労証明書の雇用期間がある場合、雇用期間の最終日の月末 〕

(2) 実施内容の変更や支給認定区分等の変更

- 変更内容は毎月15日までに届出されたものが翌月から適用されます。(世帯同居、婚姻除く)
(15日が土日祝日の場合は、その前の平日まで)

書類の名称	書類の内容と注意事項
実施内容変更届(支給認定、利用認定変更申請)	保育の必要性・必要量に変更なければ、変更届のみ

<変更内容別、必要な書類等>

変更内容	必要な書類	書類の内容
育児休業から仕事に復職したとき	就労証明書 ※復職日を記載	事業主が記入
妊娠したとき	妊娠・出産申立書 母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日のページ)	
育児休業取得時に保育施設入所中の児童が入所継続を希望する場合	就労証明書 ※育児休業期間を記載	事業主が記入
保育の必要性・必要量の変更	変更後の保育の必要性を証明する書類	
住所・世帯構成の変更	住民異動届(写)	住民異動手続き後に窓口で発行
保護者の婚姻	戸籍謄本の写し	保護者の婚姻が分かるもの
	保育の必要性を証明する書類	新たな保護者のもの
保護者の離婚	戸籍謄本の写し	保護者の離婚が分かるもの

(3) 保育の必要量(保育時間)の変更について

- 保育を必要とする理由や時間の長さに応じて標準時間認定、短時間認定を受けることとなりますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合には、標準認定を申請することができます。

(4) 転園について

- 原則として、転園は行っておりません。
- 住所変更などにより送迎に支障が生じた場合はご相談ください。

(5) 施設の退所について

- ご都合により退所する場合は、速やかに「保育施設退所(園)届」を保育幼稚園課に提出してください。退所日は原則、月末となります。
- 「退園届」の提出がない場合は、通所していない期間も保育料をお支払いいただきます。
- 保育の必要性がなくなった場合は、保育認定での利用継続はできません。
- 月のうちで登園(利用)が1日もなかった場合、前月末で退園となります。

4. 保育料等について

1号認定の満3歳児以上、及び2・3号認定の3歳クラス以上は無償です。
0～2歳児クラスは、市民税非課税世帯が無償です。

(1) 保育料等について

- 児童1人につき1月にかかる経費(運営費)が国の「公定価格単価表」に示されています。(0～2歳児クラス)
- 保育料は、児童の安全・健康・給食及び施設設備の充実など、児童を衛生的な環境で健やかに育成するために必要な費用の一部(保護者負担分)となります。
- 施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

(2) 保育料の算定方法および算定に必要な書類について

- 保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村民税額(住宅取得等の税額控除前のもの)に基づき算定します。(P16「佐賀市保育料基準表」)

※4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定します。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

<下表に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。>

ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本のうちいずれかの写し
生活保護世帯の場合	生活保護受給証明書
同居親族に障がい者がいる場合	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の受給がわかるもの、国民年金の障害基礎年金の受給者証のうちいずれかの写し
兄弟が認可保育施設等に通わずに、右記対象施設へ通園又は制度の利用のみしている場合	特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設の在園証明書 児童発達支援・医療型児童発達支援の制度を利用している証明
現在離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類(裁判所の証明または期日呼出状等)

- 税情報が確認できない場合(税未申告または保護者の個人番号が不明の場合)
 - ・ 市が定める仮の保育料(最も高い基準)を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。納付された保育料に差額が発生した場合は遡って還付となります。
 - ・ 算定対象期間に海外に在住であった方は、市民税額を推定計算することがあります。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。
- 離婚した場合(離婚後も同居している場合除く)
 - ・ 変更の届出日から1か月以内に戸籍謄本の提出があれば変更届提出日の翌月から保育料等の変更を行います。
 - ・ 変更の届出日から1か月を過ぎて戸籍謄本の提出があれば戸籍謄本提出日の翌月から保育料等の変更を行います。
例) 6/2 離婚 同日変更届提出 6/2～7/1 の期間に戸籍謄本を提出 →7月分から変更
6/2 離婚 同日変更届提出 7/2～8/1 の期間に戸籍謄本を提出 →8月分から変更
- 離婚調停中の場合はそれを証明する公的な書類(裁判所の証明や期日呼出状等)をご提出ください。
- 祖父母と同居している場合
 - ・ 児童の父母ともに市町村民税所得割額が非課税かつ、父母の収入がどちらも103万円未満の場合は、世帯分離に関係なく同居する祖父母等の市町村民税額等により保育料を算出します。
- 婚姻した場合
 - ・ 婚姻日の翌月から新たな保護者(婚姻相手)の市町村民税額を合算して算定します。

(3)同時に複数の児童が保育施設等に在籍する場合の保育料

- 在籍児童が保育認定(2号・3号)を受けている場合、教育・保育施設等を利用する就学前の児童についてカウントし、第2子が半額、第3子が無料となります。

出生順	1人目	2人目	3人目
ケース1	5歳:第1子無償	2歳:第2子半額	0歳:第3子無料
ケース2	小学生	2歳:第1子全額	0歳:第2子半額
ケース3	小学生	小学生	0歳:第1子全額

*年齢はクラス年齢(4月1日現在の年齢)です。

- **きょうだい通園する施設が異なる(認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。**

【例】第1子が小学3年生、第2子が5歳(1号認定)で幼稚園を利用、第3子が2歳(3号認定)で保育所(園)を利用している場合

⇒第3子:小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

(4)保育料の納付について

- 保育事業の運営において、保育料の納入は不可欠なものです。期限内の納付をお願いします。
- 保育料の納付については入所施設によって異なります。

認可保育所(園)／市立認定こども園：保育料の納付は**佐賀市**に行います

＜支払い方法＞ 原則、口座振替での納付

- ・ **口座振替** 毎月月末にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
 [申込窓口] 指定口座の金融機関、保育幼稚園課窓口、Web口座振替受付サービス
 [必要なもの] 指定口座の預貯金通帳、金融機関のお届け印
- ・ **納付書払い** 毎月上旬に認可保育所(園)・市立認定こども園を通じて配布されます。

(注)過去にきょうだい児の保育料を口座振替でご登録いただいていた場合も、新規入所された際は、再度口座振替の申し出を行ってください。

＜滞納について＞

- ・ 毎月の納期にお支払いがなかった場合は『督促状』または『催告状』が届きます。また、勤務先・自宅などへ電話や調査を行い、給料等の差押、滞納処分を受けることがあります。
- ・ 理由無く滞納が続く場合は、退園していただく場合があります。

私立認定こども園・地域型保育事業施設：保育料の納付は**各施設**に行います

施設ごとに納付方法等が異なるため施設に確認をお願いします。



5. よくある質問

Q1) 空いている保育施設を教えてください。

A1) 入所可能状況を保育幼稚園課窓口、佐賀市ホームページで毎月1日に公開していますので参考としてください。
なお、目安として公開しているものですので入所を保障するものではありません。

Q2) 認定こども園に通わせたいのですが、どこに申し込みばよいですか？また、どのように入所が決まりますか？

A2) 1号認定児童は各施設に直接お申ください。定員以上の申込があった場合は、認定こども園が決定した選考方法により入所児童が決まります。

2号・3号認定児童は入所希望月の受付期間内に、保育幼稚園課窓口(64番～66番窓口)へお申ください。
佐賀市が保育の必要性や保護者の希望を考慮して入所する施設を調整し決定します。

Q3) 支所に支給認定申請書兼入所申込書の提出をしてもよいですか？

A3) 各支所窓口では入所申込の直接の受付はしておりませんが、リモート窓口での手続きが可能です。
なお、郵送での申込やオンラインでの申込が可能ですのでそちらもご利用ください。詳しくはP.7をご覧ください。

Q4) 新たに就労を開始する予定ですが、申込時点で働いていなくても就労として入所申込は可能ですか？

A4) 就労予定での就労証明書を事業所から作成いただけるのであれば、就労扱いとして申込可能です。なお、入所希望月の翌月採用予定で入所希望月に就労しない場合も、就労として取り扱います。就労扱いとできる就労開始日の期限は、育休復帰の場合の復帰期限と同一です。(P.5 参照)

なお、入所後は、就労開始以降に再度就労証明書を取得し、ご提出いただきます。もし予定どおり就労開始しなかった場合は、内定取消や退園となります。

Q5) 現在、子どもを2号認定児童として認可保育施設に預けていますが、母が8月末に職場を退職し、9月から求職活動をしています。12月1日から就労することが内定していますが、引き続き利用は可能ですか？

A5) 求職活動を理由に保育施設にお子様をお預けいただくことは可能ですが、2号または3号認定児童としてお預けいただける期間は3ヶ月です。3ヶ月以内に勤務を開始していただき、就労証明書と実施内容変更届を保育幼稚園課にご提出いただくことが条件となっております。就労していることが確認できた場合には引き続きご利用いただくことが可能ですが、確認できない場合には3ヶ月目の末日をもって退園していただくこととなります。

よって、9月から求職中である場合には3ヶ月間の期限は11月末日となりますので、12月1日からの就労が内定していた場合でも11月末日で退園となります。12月以降も保育施設を利用する必要がある場合には、改めて12月入所の新規申込みをしてください。

ただし、保育の必要性がなくなった場合でも、認定こども園に通園している2号認定児童は、1号認定児童として引き続き通い続けることができる場合があります。詳しくは保育幼稚園課にご相談ください。

Q6) 認定こども園を1号で利用していましたが、母が働き始めたので、2号認定に変更することができますか？

A6) 変更の申請は可能ですが、要件がありますので保育幼稚園課にご相談ください。また、2号認定に変更の際は、実施内容変更届(支給認定変更届)・保育の必要性を証明する書類が必要です。

Q7) 現在、短時間で園に預けていますが、勤務時間が120時間以上になったので、標準時間に変更できますか？

A7) 新たな勤務時間の記載された就労証明書及び実施内容変更届を保育幼稚園課窓口にご提出ください。

毎月15日までにご提出いただいた場合には翌月から、16日以降にご提出いただいた場合には翌々月からの変更適用となります。(15日が土日祝日の場合は、その前の平日までにご提出いただいた分となります。)

Q8) 標準時間保育で預けることになっているので、その時間ずっと預けていてもいいですか？

A8) 保育施設は、保護者が就労等の事由により家庭保育ができない場合に、保護者に代わり保育をする施設です。
仕事や用事が終わられたらできるだけ速やかにお迎えをお願いします。

Q9) 土曜日は仕事が休みなのですが、子どもを預かってもらえますか？

A9) 保育施設は、保護者が就労等の事由により家庭保育ができない場合に、保護者に代わり保育をする施設です。施設でお預かりしている間、保育士は子どもたちに多くの愛情を注ぎ接していますが、親の愛情には勝りません。

親子で過ごす時間を充実させるため、並びに保育士の適正な労働時間保証のために、仕事がお休みの場合には家庭保育にご協力をお願いします。

<支給認定申請書兼入所申込書の記入例>

令和8年度 支給認定申請書兼入所申込書【2号・3号認定用】(新規)		佐賀市受付欄	
(あて先) 佐賀市長 様・施設長 様 施設型給付費・地域型保育給付費に係る			
佐賀市からの保育関係の文書は、ここに記載された保護者宛に送付されます。			
申請日	令和		
保護者	郵便番号	840-8501	連絡先 (連絡順)
	住所	佐賀市栄町1番1号	押印は不要ですが、保護者による署名とします。記名の場合は、本人確認書類の写しを添付してください。
	フリガナ	サガ サンタロウ	
	氏名 (自署)	佐賀 三太郎	
※本人確認書類の写しを添付される場合は、記名でも可能です。代理人が記載する場合は委任状を添付した上で、代理人の代筆としてください。			
入所児童	(フリガナ) サガ エイタロウ	年齢 R8.4.1現在	生年月日(元号)
	(氏名) 佐賀 栄太郎	2歳	令和5年9月12日
保育の実施を希望する期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
保育の必要		短時間を希望 <input type="checkbox"/> 2.ひと月の総就労時間は120時間に満たないが、恒常的に延長保育を希望 <input type="checkbox"/>	
入所希望の期間を記入してください。		【重要】入所希望施設には、お子様と一緒に事前に見学に行かれてください。見学に行かれた場合には「済」に、「行かれていない場合には「未」に「✓」を記入してください。	
第1希望		見学	その他
第2希望	△△こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	①入所希望施設への「きょうだい児」の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
第3希望	認定こども園□□	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	②1号認定での幼稚園・認定こども園の併願 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
第4希望	◇◇保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	併願している施設名
第5希望		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	
第6希望		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	
希望施設に入所できない場合、案内希望の有無		<input type="checkbox"/> 他の保育施設を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望している保育施設に入所できるまで待つ	
きょうだい同時申込の場合		<input type="checkbox"/> 同一園同時入所のみ希望 <input type="checkbox"/> 同一園に入れない場合、別々の園でも可 <input type="checkbox"/> 先に1人だけでも入所希望(第 子)	
《家庭の状況》		保育の必要性 該当する番号を記入してください。(複数選択可)	
住民票が別世帯(別居)中の父(母)など		R8年4月1日現在の年齢を記入してください。	
入所児童との続柄	年齢 R8.4.1	保育の必要性	勤務先・学校等
父	37 S 63年10月2日	1	
母	佐賀 花子 36 H 1年11月20日	1・2	
姉	佐賀 花子 28年12月3日		
兄	2年7月14日		〇〇保育園
祖父	佐賀 太郎 67 S 33年10月3日		農業
祖母	佐賀 花子 6月15日		
世帯状況で該当するものがあればご記入ください。			
※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「子ども・子育て支援法施行規則」の規定により、申込書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。(父母ともに記入してください) 申込書の提出時には、マイナンバーおよび本人確認ができるものをお持ちください。			
※以下、市記入欄			
児童番号	世帯	決定時間	標準 短
基準点登録	システム入力	基準点	支給認定

申込補助票

【重要】記載内容に不足または不備があり、施設の受入態勢に影響を及ぼす場合は、内定（入所や利用等）が取り消される場合があります。

児童名	フリガナ <i>サガ エイトロウ</i> 佐賀 栄太郎		第 3 子	男・女・非選択	担当者記入欄 来庁者：児童・父・母・その他()
	(令和5 年 9月12 日生)				
現在の保育状況	家庭保育(主な保育者 母) 他の保育施設() その他()				お子様をお預かりする上で 重要なものです。 正確に詳しく記入しましょう。
出生時体重	3, 300 g	現在の体重	13	^g (k g)	
体質	ひきつけをおこしたこと (ない) ある(回/直近 歳 ヶ月のころ)(服薬 有・無)				
質	アレルギー体質ですか		・食物アレルギー(卵 牛乳 その他())		
	検査(未・済)	いいえ (はい)	・アトピー性皮膚炎 ・喘息 ・アレルギー性鼻炎		
	現在の		・その他()		
運動	首のすわり	4 ヶ月ころ			
耳	眼は	よく見える	あまり見えない	(症状や受診状況)	
言語・理解 (月齢相応)	耳は	よく聞こえる	あまり聞こえない	(症状や受診状況)	
	0 歳児記入不要	まわりの話が	よくわかる	あまりわからない (症状や受診状況)	
		話すことが	できる	できない(簡単な言葉しか話さない 全く話さない)	
		が	できる	できない	
障害者手帳の有無	無	有	・身体 (等級 級) (部位)		
			・療育 (等級 級) (症状)		
			・精神 (等級 級) (症状)		
○乳幼児健診について					
	・最近受けた乳幼児健診	歳	ヶ月健診を	受けた	受けていない
	・1歳6ヶ月健診を			受けた	受けていない
	・3歳6ヶ月健診を			受けた	受けていない
	・何か言われたことがありますか	ない	ある (1ヶ月健診時に股関節が固いと言われたがその後問題なし)		
	○発達が遅いと感じることがありますか	ない	ある ()		
	○日常生活で心配なことがありますか	ない	ある ()		
	○集団生活で心配なことがありますか	ない	ある (集団生活が初めてで馴染めるか不安)		
	○日常生活で特に介助が必要なことがありますか	ない	ある (食べるときに介助が必要)		
	○入院したことはありますか	ない	(直近 歳 ヶ月ころ)		
	○現在治療中の病気がありますか	ない	(薬：塗布薬())		

体質は該当するもの全てご記入ください。

0歳児は記入不要です。月齢相応を考慮してご記入ください。

「発達が遅いと感じること」、「心配なこと」等、保育を実施するにあたり、必要な項目です。些細なことも詳細にご記入ください。

補助票に記入された内容については、お子様の保育の円滑な実施のため、また、お子様の健康増進(健康診査・予防接種・乳幼児健診等)のために、佐賀市及び佐賀県の保健担当課が情報を利用していただくことがあります。

佐賀市保育料基準表 保育認定（保育所（園）、認定こども園、地域型保育施設）

所得割課税額	0～2歳		備考① (多子特例)	備考② (ひとり親世帯等)	副食費		
	標準時間	短時間			3号(0～2歳)	2号(3～5歳)	1号(3～5歳)
生活保護世帯	0	0	* 2人目以降も0円	* 2人目以降も0円			免除(所得割課税額 57,700円未満) *「ひとり親世帯等」は、 77,101円未満が免除
市町村民税非課税世帯							
48,600円未満	19,500	19,300	* 最年長の子どもから順に2人目は 半額、3人目以降は0円	* 左欄の金額によらず最年長の子 どもから順に1人目は9,000円(標準 /短時間)、2人以上いる場合の2人 目以降は0円			
48,600円以上 57,700円未満	22,800	22,500					
57,700円以上 64,700円未満	22,800	22,500					
64,700円以上 77,101円未満	26,200	25,900					
77,101円以上 80,800円未満	26,200	25,900					
80,800円以上 97,000円未満	28,900	28,500					
97,000円以上 113,400円未満	31,500	31,100					
113,400円以上 132,900円未満	35,500	35,000	* 小学校就学前の範囲で、保育 所や幼稚園等を同時に利用する場 合、1人目は左記表の金額を適用 し、2人目は半額、3人目以降は0円				
132,900円以上 152,100円未満	38,900	38,400					
152,100円以上 169,000円未満	43,300	42,700					
169,000円以上 200,400円未満	46,200	45,500					
200,400円以上 301,000円未満	49,200	48,500					
301,000円以上 397,000円未満	51,000	50,200					
397,000円以上	66,300	65,300					

※「ひとり親世帯等」とは・・・

- ・保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅障害児、又は特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮していると市長が認める世帯

* 3～5歳児の主食費は、直接園に実費支払

令和8年度 2号・3号認定 保育施設入所調整基準表

【基礎点】

番号	入所基準	保護者の状況等	父	母	
1	居宅外就労 居宅内就労 (自営・内職) 看護・介護 就学	就労日数等	月20日以上	10	10
			月18日以上20日未満	9	9
			月16日以上18日未満	8	8
			月14日以上16日未満	7	7
			月14日未満	6	6
	就労時間等	月160時間以上	10	10	
		月140時間以上160時間未満	9	9	
		月120時間以上140時間未満	8	8	
		月100時間以上120時間未満	7	7	
		月80時間以上100時間未満	6	6	
		月64時間以上80時間未満 月64時間未満	5 4	5 4	
2	病氣 障がい等	長期入院(概ね、1ヶ月以上)または、入院に相当する治療や安静を要し常に自宅療養で病臥している	30	30	
		在宅(通院) 通院加療等で常に安静を要し、保育が常時困難である場合	20	20	
		在宅(通院) それ以外の療養の場合	10	10	
	心身障がい等	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難な場合	24	24	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付をうけており、保育が困難な場合 上記以外の身体障害者手帳の交付を受け、保育が困難な場合	22 20	22 20	
3	妊娠・出産		20		
4	求職中	ひとり親世帯	10	10	
		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10	10	
		上記以外	3	3	
5	災害復旧	災害救助法の適用を受ける震災、風水害等の災害復旧にあたる必要がある場合	100		
6	その他	上記1から5以外の事由により、明らかに保育の必要性が認められる場合(父母不存在等)	100		

【加減点】

区分	調整事項	加減点	
A	世帯状況	ひとり親世帯	35
		父または母と別居中(単身赴任、離婚前提等) ※住民票が別であること	21
		生活保護世帯	30
		申し込み児童が多胎児である	1
		多子世帯(16歳未満の子どもが3人以上)	1
B	希望理由	きょうだい児が入所中の園を希望する	15
		満3歳以降に地域型保育事業施設から保育施設を希望する(年度途中入所)	5
		申込児童が以前入所していた園を希望する(求職中を除く、きょうだいはセットで加減点)	3
		きょうだい同時に同一園の入所を希望する	3
C	就労状況	市内の保育施設に従事する(内定含む)ことで、その施設の入管理体制に影響を与える場合(保育士)	30
		市内の保育施設に従事する(内定含む)ことで、その施設の入管理体制に影響を与える場合	20
		産後休暇・育児休業明けで復帰する	5
		現在、就労中で月に10日以上、認可外保育施設に預けている	1
D	優先利用	社会的養護が特に必要な児童	優先
		社会的養護が必要な児童	優先
		満3歳以降に地域型保育事業施設から保育施設を希望する(4月入所)	15
		満3歳以降に地域型保育事業施設から連携施設である保育施設を希望する(4月入所)	最優先
E	その他	特別児童扶養手当受給対象児童又は障害者手帳・療育手帳を有する児童	1
		前年度入所申込をしていて保留になっている	3
		入所内定後に保護者からの申し出で入所をキャンセルしている(1回につき)	-3
		保育料の滞納が3ヶ月以上ある(卒園・退園児を含む)	-1
		保育料の滞納が6ヶ月以上ある(卒園・退園児を含む)	-5
		保育料の滞納が12ヶ月以上ある(卒園・退園児を含む)	-10
		過去の支給認定申請等において虚偽の申請をした場合	-10

基礎点

加減点

【合計点】

+ =

令和8年度 入所申し込み書類チェックリスト

申込書	チェック
支給認定申請書兼入所申込書【2号・3号認定用】(新規)	
保育施設等の利用申込みにかかる確認書	

必要な書類は揃っているか、記入漏れ等はないか、確認をして提出しましょう



★保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする理由	父	母	必要な書類	チェック	添付書類
就労(自営業・内職等以外)			就労証明書 ※育児休業取得中の場合は、期間を記載する		
就労(自営業・内職等)			就労証明書		開業届、営業許可証、確定申告書、耕作証明書、家内労働手帳、業務委託契約書など事業内容が確認できるもの
大学・専門学校・職業訓練校等に通っている			在学申立書		在学証明書または学生証(写)
同居親族の介護をしている			疾病・介護・看護等申立書		診断書または介護保険被保険者証、障害者手帳(写)
出産する			妊娠・出産申立書		母子健康手帳(写) (保護者名・分娩予定日が分かる頁)
療育が必要な病気を患っている			疾病・介護・看護等申立書		診断書または入院計画書等(診断内容が記載された書類(写))
障害がある			障害者手帳・療育手帳等(写) 氏名と障害の程度が分かる頁		
これから仕事を見つける ※起業準備も含める			求職活動申立書		

★該当する場合にのみ提出するもの(加点対象であることを証明する書類・保育料を算定するための書類)

内容	チェック	保育料を算定するための書類
ひとり親家庭の場合		児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、戸籍謄本のうちいずれかの写し
生活保護世帯の場合		生活保護受給証明書
同居親族に障がい者がいる場合 (申込児童本人が障がい者である場合を含む)		障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の受給がわかるもの、国民年金の障害基礎年金の受給者証のうちいずれかの写し
兄弟が認可保育施設等に通わずに、右記対象施設へ通園または制度の利用のみしている場合		特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設の在園証明書 児童発達支援・医療型児童発達支援の制度を利用している証明

教育・保育施設のご案内



【施設情報 QR コード】

市内施設の詳しい情報について、佐賀市 HP 上に公開しています。QR コードから読み取って閲覧ください。

その他、てびきの内容・各種申請書類は佐賀市HP(<https://www.city.saga.lg.jp>)から閲覧・ダウンロードできます。

【問い合わせ先】

佐賀市 こども未来部 保育幼稚園課 入所・入園係 TEL:0952-40-7286